

届出制手数料に係る手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次の通り手数料を申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職者に提供する紹介のサービス(求人と求職の照合その他のサービス)	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の「就業条件明示書」に記載された年間賃金相当額とする。 ※下記に補足
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の「就業条件明示書」に記載された年間賃金の10%とする。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の「就業条件明示書」に記載された年間賃金の10%とする。

※補足 派遣契約が終了する前に、契約を破棄し、紹介に切り替えるべく要望された場合も、年間賃金相当額を申し受ける。

※ 上記の額には消費税は含まれておりません。
消費税を加算した額を申し受けます。